

フィジカル AI 実証事業 補助金交付要綱

令和 8 年 10 月 23 日

8 政計ブ第 148 号

(目的)

第 1 東京都は、世界をリードする AI 実装都市・東京の実現に向け、現実空間の課題を解決するフィジカル AI の社会実装を推進し、都の産業力の強化、持続的な成長及び都民生活の質の向上につなげることを目的として、都政現場を実装フィールドとした民間事業者とのフィジカル AI 実証事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(補助対象事業)

第 2 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本事業の補助金の交付決定日以降で交付決定日の属する会計年度が終了する日までに実施を予定している実証的取組とする。

なお、具体的な内容、実施場所、役割分担その他必要な事項は、公募要領で定める。

(応募資格を有する者)

第 3 本補助金に応募資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 日本国内に法人その他の事業主体として登記された拠点を有すること。
- (2) 本事業の実施に必要な技術的対応及び保守対応を国内で実施できる体制を有していること。
- (3) 本事業を予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- (4) 実証期間中、安定した運用体制を確保できること。
- (5) 実証結果を東京都と共有し、今後の社会実装及び制度検討に協力できること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。
- (10) 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと。
- (11) 東京都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- (12) 税金の滞納をしていないこと。
- (13) 過去の業務その他の事情において、都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

(補助金の交付申請)

第4 本補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）その他公募要領で定める書類を東京都知事（以下「知事」という。）に提出し、本補助金の交付を申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第5 知事は、別に定める審査会による審査の上、補助対象とする者（以下「補助対象者」という。）を選定する。

2 知事は、補助対象者に対して交付決定を行い、速やかに交付決定通知書（第2号様式）により、補助金交付決定額その他必要な事項を通知する。

なお、補助金申請額と交付決定額が異なる場合がある。

3 審査内容については公表しない。

4 交付決定額は補助金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告を受け、最終的な補助金額を確定する。

5 交付決定に当たり、必要に応じて条件を付す場合がある。

6 補助金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付申請を行った者へ通知する。

(申請の撤回)

第6 交付決定を受けた補助対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して異議があるときは、補助金の交付の申請を撤回することができる。

2 交付決定を受けた補助対象者は、前項の規定に基づき補助金の交付の申請を撤回する場合については、第5第2項に定める交付決定通知書が交付された日から14日以内に交付申請撤回書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7 知事は、補助金の交付決定後に生じた天災地変その他の事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更すること（以下「取消し等」という。）ができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 知事は、前項の規定による補助金の取消し等に伴い、特に必要となった次の各号に掲げる経費について、補助金を交付することができる。

(1) 補助対象事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助対象事業を実施するために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 知事は、補助対象者が次の各号に掲げる事項に該当した場合は、既に経過した期間に係る部分を含め、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員若しくは使用人その他の従業員又は構成員を含む。）が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年都条例第 54 号）に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき
- (5) 補助対象者その他補助要件に該当しない事実が判明したとき
- (6) 知事が補助対象事業として不適切と判断したとき

4 知事は、第 1 項又は前項の規定により交付決定の取消し等を行う場合は、補助対象者に対して、速やかに取消し等決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

（補助金額）

第 8 補助金の額は、補助対象事業に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額又は補助上限額のいずれか低い額とする。補助上限額は、公募要領で定める。

（補助対象経費）

第 9 補助対象経費は、補助対象事業に要する以下の経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるものとし、予算の範囲内において交付する。ただし、消費税及び地方消費税相当額、官公署に支払う費用等、サービスの提供の対価に該当しない経費並びに他の公的補助金や助成金の対象経費とされたものは除く。

対象経費	内容
①機体・設備費	機体のレンタル・リース、センサー、操作端末、バッテリー、充電設備、測位設備、ポート等の設置・撤去・原状回復 等
②開発・システム費	機体・AI の開発や改修、自律移動・映像解析・対話機能の調整、運行管理、既存システムとの連携 等
③調査・検証費	地図作成、経路・電波・風況調査、稼働ログ分析、性能・費用対効果の検証、利用者調査、報告書・運用手順書作成 等
④安全対策・手続費	リスク評価、安全設備、セキュリティ・個人情報保護対策、専門家助言、賠償責任保険、サイバー保険 等
⑤実証運用費	操縦・監視・補助者等人件費、現場調整、試験運転、保守・

	点検、通信・クラウド・AI 利用料、運搬、旅費、消耗品 等
--	-------------------------------

- 2 前項の経費は、原則として第5第2項に規定する交付決定日から交付決定日の属する会計年度が終了する日までに、契約、利用又はサービスの提供、対価の支払が完了した費用を対象とする。

(重複受給の禁止)

- 第10 補助対象者は、補助対象事業について複数の補助金を重複して受給することはできない。ただし、東京都、東京都の政策連携団体、国、道府県、区市町村が実施する他の補助事業等と対象経費を明確に区分できるものについては、この限りでない。

(変更等の承認)

- 第11 補助対象者は、交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更して実施しようとするときは、あらかじめ知事に報告を行い、知事が必要と認める場合は、変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、交付決定額の変更は、第5第2項に定める交付決定額の範囲内で行うものとする。

- 2 知事は、前項の承認に際して、必要に応じ補助金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 補助対象者は、事業を一時中断し、又は中止しようとするときは、その理由（一時中断しようとする場合は、再開の見通しを含む。）を記載した事業一時中断・中止申請書（第5号様式）を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

(補助対象事業遅滞等の報告)

- 第12 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないことが見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延（事故）報告書（第6号様式）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業状況の報告)

- 第13 知事は、補助対象事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助対象者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(事業の遂行命令等)

- 第14 知事は、補助対象者がこの要綱に規定する内容、交付決定の内容又はこれに付した条件に従い事業を遂行していないと認める場合は、補助対象者に対し、これらに従って事業を遂行させるための措置を講じることができる。

- 2 知事は、補助対象者に対し、前項の規定による措置を講じたのにも関わらず、事業遂行の見込みがないと認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

（実績報告及び事業報告）

第 15 補助対象者は、補助対象事業が終了したとき又は会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（第 7 号様式）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、実績報告書の提出に当たっては、事前に都と協議を行い、実績報告書の内容等について都の確認を受けること。

（補助金の額の確定）

第 16 知事は、第 15 の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第 8 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 第 7 第 3 項の規定は交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。

（是正のための措置）

第 17 知事は、第 16 の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

（補助金の支払等）

第 18 補助対象者は、補助金の支払を受けようとするときは、支払金口座情報登録依頼書及び請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その一部の経費を概算払により交付することができる。

- 2 補助対象者は、前項ただし書きの規定により概算払いにより補助金の支払を受けようとするときは、支払金口座情報登録依頼書及び概算払請求書（第 10 号様式）による補助金請求書を知事に提出の上、第 16 の規定による確定額の通知後、速やかに補助金精算書（第 11 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 19 補助金の交付を受けた者は、第 7 第 3 項の規定により交付決定を取り消された場合、交付された補助金を返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

- 2 知事は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超過額の返還を命じるものとする。
- 3 補助金の返還に係る事項は、知事が返還請求書（第 12 号様式）により通知する。

（違約加算金及び延滞金）

第 20 知事が、第 19 の規定により補助金の返還を命じたときは、補助金の交付を受けた者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）に付き、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。ただし、知事が取消しに至る事由においてやむを得ないと認める場合は、違約加算金を免除することができる。

- 2 第 19 の規定により補助金の返還を命じられた者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に付き年 10.95 パーセントの割合（年当たりの場合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（違約加算金及び延滞金の計算）

第 21 第 20 第 1 項の規定により知事が違約加算金の納付を命じた場合において、補助金の返還を命じられた者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

- 2 第 20 第 2 項の規定により知事が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 22 補助対象者に対し補助金の返還を命じ、補助対象者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（財産処分制限）

第 23 補助対象者が補助対象事業により取得し、又は効用を増加した、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条各号に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して別に知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（データ及び個人情報の取扱い）

第 24 本事業の実施に伴い取得又は生成されたデータについては、適切なアクセス制限及び暗号化その他の安全管理措置を講じること。

2 本事業における個人情報の取得、利用、管理その他の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他所要の規定に基づき、適切に処理すること。

3 個人情報及び別途都が指定するデータについては、本事業の終了後速やかに、都の指示する方法により確実に消去し、消去が完了した旨を書面により報告すること。

（立入調査等）

第 25 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に、補助対象者の拠点等に立ち入り、その業務活動等について、必要な調査又は質問を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、補助対象者より請求があるときは、これを提示しなければならない。

（補助対象事業の経理）

第 26 補助対象者は、補助金に係る経理について補助対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を本事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

（補助内容等の公表）

第 27 知事は、必要があると認めるときは、補助対象者の名称、代表者名、補助内容等を公表することができるものとする。

（その他）

第 28 この要綱及び別に定める公募要領のほか、補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付財主調発第 20 号）の定めるところによる。

附則

この要綱は、令和 8 年 10 月 23 日から適用する。